

第2回国立市保育審議会会議録

日 時 平成28年1月22日(金) 午後7時～午後9時
会 場 国立市役所3階 第1・第2会議室
出席委員 委員 9名
(新開 よしみ、竹内 幹、近藤 佳子、和田 美佳、川田 あゆみ、
神田 憲治、川上 冴子、江良 志津子、大瀧 みどり)

内 容 1. 公立保育園の民営化についての基本的な考え方
2. その他
・日程について

第3回 平成28年2月2日(火)午後7時00分～ 場所：未定

【会長】 それでは、時間になりましたので、第2回の保育審議会を始めさせていただきます。

本日は、私立保育園の保護者連絡会代表の委員は、欠席の連絡が来ております。あと1名委員がまだご到着ではないようですけれども、時間になりましたので始めさせていただきます。

では、まず議事に先立ちまして、本日、机上に配付させていただいた3枚の文書がございます。こちらが昨日付で矢川保育園保護者、賛同者一同ということで、別紙3枚目についておりますけれども、そういった賛同者から平成27年度保育審議会の審議についてのお願いという文書が昨日届いております。これにつきましては、委員の先生方はよくお読みいただいて、この趣旨を踏まえた上で進めさせていただけたらと思いますのでよろしくお願いたします。

もう一つ、資料としまして、前回の議事録の案が配付されております。

【事務局】 こちらも資料説明をやらさせていただきます。

【会長】 そうですか。わかりました。

本日の議題は、公立保育園民営化についての基本的な考え方ということになっております。事務局から前回、国立市における保育サービスの現状分析ということで説明がございましたけれども、さらに保育園の概要、待機児童の状況、保育施設についての補足説明があるということですので、配付資料の確認とともに、ご説明、よろしくお願いたします。

【事務局】 それでは、第2回国立市保育審議会次第ということで、お手元にご用意いただけますでしょうか。次第も事前配付をしております。そこに書いてありますが、配付資料の1から6については、次第とともに事前配付をさせていただいております。ですので、きょうはもうお手元にお持ちいただいているかと思うのですが、それ以外に本日、追加で机上配付をさせていただいているものがございます。

事前に配付いたしました資料の確認をいたします。資料ナンバー1、公立保育園民営化についての基本的な考え方について。資料ナンバー2、各保育園関係施設について。資料ナンバー3、A3の横長です、2つ折にしてあると思います。市内保育関係施設の保育サービス概要。資料ナンバー4、公立・私立保育園の施設状況。裏表です。資料ナンバー5、他自治体の民営化実績。資料ナンバー6、区立保育園民営化検証結果報告書【概要版】(世田谷区)というもののなのですが、全部お持ちいただいておりますでしょうか。もし足りなければ、お渡しいたしますが、よろしいでしょうか。

それで、よろしければ、きょうは机上に配付させていただいた資料が、先ほど会長からもお話ありました、平成27年度保育審議会の審議についてのお願いというものと第1回国立市保育審議会会議録。それと差しかえということで、資料ナンバー6の区立保育園民営化検証結果報告書【概要版】を差しかえさせていただいております。

こちらの何が差しかわっているかと申し上げますと、左上に、皆様のお手元には出典で世田谷区HP、平成23年2月、区立保育園民営化検討委員会というものが入っていないものが先にお送りしたもので行っているかと思うのですが、差しかえたものを今読み上げました、「出典：世田谷区HP」と2行の文章が入っているものがあるかと思えます。そちらに差しかえをお願いいたします。こちらも1つが参考資料ということで区立保育園民営化検証結果報告書の差しかえで参考資料、出典：世田谷区HPと入れたものをきょうお送りしております。中身1部だけです。大元は、済みません、この冊子で何も出典の入っていないものが事前にお送りしていたと思うのですが、このかがみのところを1ページ目だけ差しかえるということです。

それと新たな資料としまして、参考資料で福祉サービス第三者評価の概要というものを置かせていただいております。

それと第3次国立子ども総合計画の素案という分厚い冊子を追加で机上配付させていただいております。よろしいでしょうか。

会議録ですが、きょうお持ち帰りいただきまして、内容をご確認いただきまして、文言等に訂正、加筆修正が必要でしたらば、事務局にご連絡をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】 済みません、第三者評価の概要というのはどういった。

【事務局】 それです。

【会長】 済みません、ありました。

【事務局】 資料の説明は以上になります。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題、公立保育園の民営化についての基本的な考え方ということで、前回、1回目からの継続ということで、引き続き審議をお願いいたします。

まず、資料ナンバー1、お手元にご用意いただけますか。公立保育園民営化についての基本的な考え方についてという資料でございます。資料ナンバー1です。

前回は1、国立市における保育サービスの現状分析についてということで、事務局から資料に基づきまして、ご説明をさせていただきました。前回の（1）保育園の役割と現状についてということで中心的に話し合いをさせていただきまして、内容といたしましては、制度、指針、計画など。あと待機児童の状況。公立・私立保育園の設立と各園の概要ということで、第1回がこのあたりの基本情報ということで確認をさせていただきまして、その中でご意見、ご質問をいただいて、審議を進めさせていただきました。

本日、この続きになりますが、保育関係施設についてということで続けさせていただきたいと思っております。各保育園関係施設についてという資料ナンバー2をご用意いただけますでしょうか。では、お手元に各保育園関係施設について、資料2をご用意いただければ、こちらで説明をさせていただきます。

【事務局】 資料2を私からご説明させていただきます。審議のお時間等もありますので、抜粋してお話しさせていただきます。

まず、各保育園関係施設についてということで認可保育所がございます。こちらにつきましては、児

童福祉法により保護者が就労等の理由により保育できない児童が入所する児童福祉施設でございます。こちらにつきましては、国の定めた基準を満たした保育施設が基本となっております。そして、入所決定及び保育料の徴収につきましては、市町村が行っております。また、現在、国立市内には13の施設がございます。内訳としましては、公設公営が4園、民設民営が9園となっております。

続きまして、認証保育所でございます。こちらにつきましては、東京都の定めた基準を満たした保育施設ということで、国の基準では認可外という形になっております。こちらにつきましては、それぞれの園が利用者と直接契約をすることによって保育を行うものとなっております。

家庭的保育事業でございます。こちらにつきましては、家庭的ということで、ご自宅などをご利用されて、大体3人から5人までという保育の単位で行う施設になっております。国立市内には3名の家庭福祉員がおりまして、合計で9人の方をお預かりしている形になります。年齢はゼロ歳から2歳までをお預かりしております。

裏面をごらんください。その他でございますが、一定期間、恒常的に児童を預かる事業を行っている場合には、原則として都道府県に届出を行う義務がございます。こちらはいわゆる認可外保育施設という形になっております。現在、国立市内には2施設ございます。

それと認定こども園でございます。就学前の児童に対して、教育・保育を一体的に提供する施設となっており、構成する施設によりまして、幼保連携型また幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類になっております。国立市内では、平成28年度から1施設設置されることとなっております。

続きまして、幼稚園でございます。こちらは義務教育就学前の児童のための施設で、学校として位置づけられております。国の定めた基準を満たした教育施設ということで、施設と保護者の直接契約を行っております。現在、国立市内には9施設ございます。また、幼稚園においても、施設によっては預かりの保育事業を行っております。

その他の保育サービスでございますが、こちらにつきましては、一時保育がございまして、保護者の事由により、児童を1日単位で保育する事業がございます。現在、国立市内では、認可保育所の2施設で実施しています。

続きまして、病児・病後児保育につきましては、保護者の事由により、病気の児童を保育できない場合に1日単位で保育する事業がございます。現在、国立市内には1施設ございまして、こちらは診療所が併設されております。国立駅の南口に設置されてございます。

資料2につきましては、以上です。

【会長】 ありがとうございます。資料2の説明について、何かご質問ございますでしょうか。

この一時保育や病児・病後児保育の2施設、1施設で行われていることをまた後でご説明があるのでしょうか。

【事務局】 そうですね。資料3のご説明のときにあると思います。

【会長】 わかりました。よろしいでしょうか。

では、続いて、公立・私立保育園の保育サービスについて、説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、(2)公立・私立保育園の保育サービスについてということで、国立市内の保育関係施設がどのような保育サービスを行ってきたかというところをハードとソフトの両面から分析を行いたいと考えてございます。資料1の次のページをおめくりいただければ、こちらに書いておりますが、保育所保育指針に基づく国立市の保育のあり方とスタンダード、一時保育、アレルギー対策、しょうがい児対応などに見る保護者のニーズと保育課題ということで、こちらのあたりを視点に

ということで議論をして、審議をいただければと思います。これに先立ちまして、お手元に資料ナンバー3番と4番、市内保育関係施設の保育サービス概要と公立・私立保育園の施設状況をご用意いただけますでしょうか。

【事務局】 それでは、資料3でございます。こちらは市内保育関係施設の保育サービス概要ということで、認可保育所、認可外保育施設、幼稚園等、それぞれの項目、施設に応じて表をつくらせていただいております。

まず、認可保育所でございます。こちらにつきましては、現時点で13の保育施設がございまして、運営形態等、それぞれ表示させていただいております。

まず、施設の名称で13園分、右に流れていく形で見ていただければよろしいかと思うんですが、運営形態、こちらは公設公営と民設民営。そして運営主体としましては、公立が国立市。運営主体について、民設民営が春光保育園から国立あおいとり保育園、こちらが社会福祉法人となっております、さゆりNurseryにつきましては、こちらは誤植で、学校法人という形になりますので、申しわけございません、訂正をよろしく願いいたします。

そして、次にまた右にいただいて、定員になります。定員について公立保育園が108人から100人、私立が125人、春光保育園からさゆりNurseryの30人という形になっております。

対象年齢でございます。対象年齢につきましては、なかよし保育園からあおいとり保育園までが産休明けから5歳児クラスの受け入れとなっております。また、こちら申しわけございません、1つにさせていただいていますが、さゆりNurseryにつきましては、ゼロ歳から2歳までの受け入れという形になっております。1つ訂正をさせ、申し訳ございません。よろしく願いします。

あと開所日につきましては、日曜日、祝休日、年末年始を除く日が開所日となっております。

開所時間につきましては、7時15分から19時15分の12時間という形でございます。

保育サービス等の内容ということで、基本的に認可保育所は11時間保育が基本となっております。朝の7時15分から18時15分までの11時間が定められている時間となっております。残りの18時15分から19時15分までが延長保育時間という形になりまして、延長保育料につきましてはそれぞれの園で徴収する形になっております。

一時保育でございます。一時保育につきましては、現在、国立あゆみ保育園、そして北保育園で行っていただいております。全体の目標としましては、3園つくることを目標としておりますが、現在のところ、一時保育は2園で行っております。

延長保育につきましては、先ほど18時15分から19時15分までと申しておりますが、認可保育所につきましては全園で実施しております。

ゼロ歳児の保育でございます。こちらにつきましても全園で実施しております。旧都基準、現在の国立市の基準において、国の基準とは別に支弁を行って充実を図っているところでございます。

続きまして、アレルギー対応につきましては、こちらは最大10人からゼロ人までという形になっておりますが、さゆりNurseryにつきましては、この4月1日現在でゼロ人ということなので、後ほど判明した1名の方がいらっしゃるということもあります。

そうしまして、次はしょうがい児対応でございます。しょうがい児対応につきましては、医師の診断書が出た児童につきましては、しょうがい児として対応しております。しょうがい児対応につきましては、診断書に基づきまして、園のご意見、そして市の判定会議をもとに加配対応しております。

続きまして、第三者評価でございます。こちらにつきましては、現在、全園で実行しております。公立保育園につきましては、平成27年度から実施しております。先ほど、追加資料、参考資料という形でお配りさせていただきました第三者評価の表に基づきまして、実施させていただいております。

簡単にお知らせいたしますと、第三者評価につきましては、社会福祉法人等の事業者の提供のサービスの質、当事者以外の公正中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業を言います。その事業につきましては、優劣やランクづけを行うものではないということでございます。

法的な位置付けとしましては、社会福祉法第78条によりまして、福祉サービスの質の向上のための措置等として規定されているものでございます。

評価方法につきましては、東京都の福祉サービス第三者評価ということで、利用者調査、事業評価、2つの評価手法を用いて行っております。

効果としましては、客観的な視点でサービスを絶えず見直すことができること。また自分たちでは気づかなかつたニーズを把握することができること。また、改善状況を把握できるとともに、利用者に知ってもらい、安心して利用してもらうことができる。そして、評価内容を公表することでセールスポイントをアピールすることができるということでございます。

平成27年度に施行された子ども子育て支援法における基準に基づいて、国立市においても条例を制定させていただきまして、先ほどご紹介させていただきました公立4園においても27年度より第三者評価を実施するものでございます。

また資料3へお戻りいただきまして、園庭開放また地域交流等につきましては、認可保育所につきまして、保育園を利用する方だけではなくて、そういった子育てをされている方に対して、地域交流を行ったり、特に食育活動であるとか育児相談、身体の測定などを行うなどの事業を展開してございます。

続きまして、認可外保育施設、認証保育所でございます。

施設の名称としましては、さくらっこ保育園、こぐまこどものいえでございます。

設置及び運営主体につきましては、さくらっこが医療生活協同組合、こぐまこどものいえが特定非営利NPO法人でございます。

定員につきましては30名と24名。

対象年齢につきましては、産休明けから2歳児クラスとなっております。

開所日につきましては、日曜日、祝休日、年末年始以外でございます。

認証保育所の特徴とするところで開所時間なのですが、13時間の保育ということで、認可保育所よりも1時間多く設定されてございます。時間につきましてはそれぞれの園の特徴で、7時半から20時15分と7時から20時という形になっております。延長保育もこのほか実施されているものでございます。

また、ゼロ歳児の保育も実施していること。そして、アレルギー児の対応も実施していること。またしょうがい児の対応も実施しております。現在、アレルギー児対応については対象者がいない。また、しょうがい児対応については1名いらっしゃるということでございます。

続きまして、家庭的保育事業としましては、三箇所あり、それぞれ運営主体につきましては個人、定員は3人。

対象年齢については産休明けから2歳児クラス。

開所日については日曜日、祝休日、年末年始以外。

開所時間につきましては10時間となっております。延長保育またゼロ歳児保育も実施されているところでございます。

続きまして、幼稚園でございます。こちらは国立市が設置する類似施設も含むものでございます。施設の名称がまず……いいですか。

あと設置及び運営主体と定員それぞれ315名から60名となっております。

対象年齢は3歳から5歳。満3歳児保育というのを実施している園もでございます。

開所日また開所時間と保育サービス内容をご覧くださいいただけます。

あと備考としまして、教育時間以外に預かり保育をやっているところもでございます。

そうしますと、また開いていただきまして、その他の保育サービスということで、一時預かりについてでございます。こちらは現在、国立あゆみ保育園、北保育園が実施しております。定員が7名と10名ということで、合計で17名という形で実施しております。対象年齢は満1歳から5歳児クラス。開所日は平日。開所時間については8時半から17時となっております。

続きまして、病児・病後児保育。こちらは国立市内に現在1カ所ございまして、医療生活協同組合が実施しております。定員は1日6人でございます。対象年齢については生後6カ月から小学校3年生でございます。開所日につきましては平日。また開所時間については8時から18時となっております。

あと保育施設における主な研修及び特色的な保育・行事でございますが、それぞれ施設名称と公立保育園については、実名を出させていただいておりますが、私立園についてはアルファベットを入れさせていただいております。それぞれ研修のジャンルとしましては、アレルギー関係、発達支援関係、保育士業務のマネジメント関係、その他のそれぞれ特色を生かした研修を行っているところでございます。特色的な保育につきましては後でございましたらご覧ください。

以上です。

こちら資料4番を続いております。資料4につきましては、公立・私立保育園の施設の状況を表にしております。こちらにつきましては、土地の面積、建物の大きさ、建設された年月と括弧として残存の耐用年数。そして、園庭の広さ、あと遊具の種類などをこちらに載せさせていただいております。

資料の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。資料の3及び4について、ご質問でございますでしょうか。市内の施設で行われているサービス、施設の状況ということで。実際に委員の中には公私の保育園、幼稚園、こういった保育サービスを行っている先生方もいらっしゃいますけれども、補足のような形で説明していただけますでしょうか。

【委員】 公立の保育園の特色をお話ししたいと思います。まず、特色として、1つは保育の内容の部分と公立保育園なので公立保育園の役割としての部分とあと職員の質という部分で、3つに分けてお話ししたいと思いますので、全部私が話さず、事務局に、ほかの保育園の園長もおりますので、分け合ってお話ししたいと思います。

【会長】 よろしくお願いたします。

【委員】 初めに保育の内容ですが、ここに特色ということで資料3に載っているところですが、公立は4園しかありませんので、4つの園がその中で異動もありますが、異動自体も世田谷区を見ますと異動が多いので園の特色みたいなこととか職員間の積み重ねてきたものが積み重ねにくいという

こともあります。国立市の場合は、ゼロ歳から6歳まで6年間、子どもたちがいる間は最低異動がないようにということの話し合いを持っていますので、そのように3年ごとで変わったりそういうことはなく、保育の積み重ねが職員間でできております。

保育の中で一番大切にしていることがどの4つの園にも出ているのですが、園内のみではなく園外の交流も大切にしております。保育指針からも出ておりますが、人とかかわりがとても大切で、人とかかわりの中で子どもは育つと思っておりますし、かかわりをとても大切にしているという部分で、例えば運動会などの一例をお話いたしますと、ゼロ歳児から5歳児までが同じ会場、園庭で行うのですが、ゼロ歳児の子どもも5歳児の子どもまでの競技を全て見ながら一緒に応援するという形をとっております。矢川保育園が今、仮の園舎に行っておりますので、それができない。してはいるのですが、ずっと見るという状況が難しくなっているのですが、今までの歴史の中ではそうなんです。そして、例えば運動会の様子なども、私もほかの園の様子を見に行ったりもしたことがあるのですが、自分の出番のときは出ても、そうじゃないときはほかのところにおいて、あまり応援し合うとかいう姿がないとか、そんなふうなのを見てきたりはしているのですけれども、国立市では、ゼロ歳の子どもの5歳児の子どもの姿を見て応援したり、そういうふうなことが。

例えば、そういうゼロ歳の5歳の子どものかかわりの様子の一例をお話いたしますと、5歳児の行事でお手伝い交流というのが卒園間近にあります。そのときに5歳児の子どもたちが、大体20から24名いるのですが、4つのグループに分かれまして、4回に分けて開催して、それぞれがゼロ歳児クラス、1歳児クラス、2歳児クラス、そして事務室という形に分かれて入っていきます。そこで今まで自分たちが卒園間近で大きくなって、いろいろな人たちに支えられて育ってきたという思いや小さい子たちの姿を見て、自分たちもこのような姿だったということを知るとか、またお手伝いをするという通して入っております。

その5歳児の行事の後に相撲大会がうちの園であったのですが、相撲大会はいつもあるのですが、うちの園の例なのですが。5歳児が土俵に土俵入りを一人ずつするのですが、ゼロ歳の子どもがそれを応援して見ておりますけれども、自分のクラスにお手伝い交流のときに来てくれた5歳児のお兄ちゃんが出てきたら拍手をします。小さくても自分のことを1日お世話してくれて、そういう人とのつながりということとその子もお兄ちゃんのことわかって、ほかの子のときにあまりそういう表情がなかったのに、自分を担当してくれたお兄ちゃんのことこうやって拍手するとか、そのようにゼロ歳からも人とのつながりということをととても大切に日々保育しているということがあります。

では、あとは公立保育園の役割ということで、歴史も含めて今までしてきた部分を説明してもらいたいと思います。お願いします。

【事務局】 公立保育園、50年の歴史があるのですけれども、その中でどんなふうにも事業を広げてきたかということも簡単にですけれども説明させていただきます。

私はその50年の中の40年弱しか経験はしてないのですが、初め、なかよし保育園と矢川保育園がゼロ歳児10カ月から。その後になりました西保育園、東保育園がゼロ歳児3カ月からの受け入れをしていました。8時半から5時以前とそれ以降の朝夕の特例保育をゼロ歳児は10カ月にならないと特例保育は受けられないという形もありました。そういう中で保護者の方から保護者のニーズに見合っていないのではないかとという声もありまして、1988年ごろから、公立4園の保育士の中でゼロ歳児保育のあり方を考える検討会をつくりまして、乳幼児実態調査などをしながら保護者のニーズを知って、保護者のニーズにどう応えるか。またそのことは子どもにとってどうなのだろうかという

ことを考え、ゼロ歳児の月齢を引き下げるとか、卒月齢からの特例保育、朝夕の保育を行うとか、月齢引き下げから産休明け保育に向かっていくのですけれども、そういうことを実施するためには、必要な人員配置、環境整備は何なのかというものを話し合いながら、各園とも産休明け保育を実施するようになっています。また、そういう中で栄養士や看護師を各園に1名ずつ配置するというのも整備をしまりました。

また、それ以降はしょうがい児保育の実施要綱をつくったり、保育時間の延長から延長保育というところで、これに関しても保護者の意見を聞きながら、また保育時間が長くなることで子どもにとってどうなのだろうか、しかし、お迎えの親にとって、二重保育をするなら、やっぱり延長保育するべきだろうという話し合いのもとに、2002年から延長保育を始める。それに伴っての人員配置だとかそういうこともその都度話し合いながら進めてきたという経過がございます。

【委員】 続いて職員の質というところ。

【事務局】 それでは、幅広い職員が公立にはいます。20代、30代、40代、50代といえるのですけれども、それを職員がいる中で子どもたちにとってよりよい保育をするという、私たちが大切にしてきたことをお話ししたいと思います。

私たちは上から決められて保育をするのではなく、職員同士が意見を出し合って、自分たちがその意見を出し合ったから責任を持って子どもたちのために保育をしていくというために1969年4月から合議制ということをおこなっています。職員会議の中でみんなで意見を出し合って、今の保育を決めております。その中で延長保育を始めるときも、先ほど言いましたように、子どもたちにとってということで話をし、みんなで合議をとって納得してという形で行っております。

保育計画とか行事とか個別なども毎年同じというのではなく、その年の子どもたちに合わせて、みんなで意見を出し合って、若い人もきちんと意見が言えるように、私たち年を取った者もちゃんと若い人の意見を聞くようにという形で、そういうチームワークをとりながら保育を進めてきています。合議制も大事にしていくという上では、幅広い考え方ができるということもありますし、その年の子どもたちということに重点を置いて話すことができるので、私たちは今後もそういうことを大事にしながらか進めていきたいと思っています。

【委員】 済みません、長くなりましたが、熱い思いを聞いていただいて、ありがとうございます。

【会長】 それでは、次、私立の保育園の意見を委員から。

【委員】 国立市の私立保育園は、春光保育園さんが一番古くて、六十数年、70に近いのですが、その後、和光保育園、国立保育園が続いて、大体60年前後ぐらいという古い歴史が、それが1つ特徴では。職員については近隣に住んでいる者が多い。そういうことを意識して採用しています。それは非常時とか、あるいはいろんなことで近場がいいだろうということで、できるだけ近場の人を採用しているというのがあちこちで見られる。常勤職員もそうですが、こちらも常勤、非常勤がいますが、非常勤保育士の方、調理の方とか用務員の方とも近く。

うちの場合でいうと、用務員の方、男性が2人いるのですが、2人とも80代。元気で、近くて、朝その方が5時過ぎには鍵を開けてくれているのですが、その方も地域の町内会長を20年ぐらいやられていた方で、もう一人の方も地域のそういう緑化推進委員長という方で。ですから、その人が次に6時半ぐらいに行くともう入っているというような感じで、地域との関係が非常に強い。それが国立の私立保育園の特徴かなと思っています。

ですから、歴史が長いために一人の用務員の方のお子さんもお孫さんも、そして自分も3代という

ような方が何人かいる。ですから、保育園で自分の親が出て、子どもも出た。写真屋さんも外部でいろんな行事をお願いしているのですが、自分も入園式のときに写真を撮ってもらって、自分の子どもも撮ってもらって、とても感慨深いなというような。写真屋さんも40年ぐらいなのですから、地域の方です。そういうつながりが非常に強いのかなというのが特徴かと思います。

これをざっと見て、表を見ましたけれども、例えば研修のジャンルというか、アレルギー関係とか、それぞれ回数等も書いてありますが、それは各園、保育士さんの研修回数でという感じ、これ随分書いてあるようなので、実際には看護師の方とか、例えばアレルギーだったら栄養士の方とか、栄養士の方が研修に参加していて、この点では実質上はこれよりも、それぞれ公立も含めてでしょうけれども、あるのかなという気がします。特色的な保育のところも何度か繰り返し言わせていただきましたけれども、そんなに変わっていないかと思えます。見守る保育とか合同保育、ここには書いてなくても、私立の場合は全部やっています。それは国立だけじゃなくてもどこでもそういう状況だと思っております。

あとは特徴的なこととしては、いろんなことがあるかと思えますけれども、私立の場合は、ほとんどの園が外部講師をお願いしている。そこで導入して、音楽であるとか、体育であるとか、リトミックであるとか、絵画であるとか、そういうようなところを取り入れているところがほとんどです。そういうのが特徴かなと思っております。

うちの園でいうと、先ほどの職員の話でいえば、親子二代が働いていたとか、自分の親もここで働いていたという保育士や栄養士とかもいまして、そういうのをとても大切にしているのが私立園の特徴かなと思えます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに委員の方で、何か幼稚園の立場からございますか。

【委員】 保育園の話をさせていただいてもいいでしょうか。国立の場合は公立の幼稚園はなくて、語り伝えみたいな部分であまり文章化はしてないのですけれども、9園、ここに幼稚園の、国立市はここに書いてありますけれども、もともと幼稚園は公立でなくて、私立の幼稚園という形で発足して、公立はこれ以上つくらないでもいいであろうというような、流れとしては私立幼稚園だけという特色があるところかな。三多摩地域はほとんど公立はないのですけれども、国立の場合は特に全く公立をつくらうという話が出ないという感じで、それぞれ独特の教育方針を持ってやっております。大学まである幼稚園、かたばみ幼稚園みたいに小学校につながっている。そういうところが国立の9園にはあります。

もともとは文科省の管轄ではあるし、今もそうなのですけれども、うちの場合はゼロから5歳というような乳児の発達段階を重きを置いた小さな幼稚園をだんだんと整えていきたいというところで、幼稚園は文科省の教育施設の3歳から5歳ということになっていまして、学校体系になっていますので、今までも教育委員会の管轄ではありましたが、いろいろ働く親とか、ご存じのように社会状況によって幼稚園と保育園が一緒になって、一つの、国立でいえば、子ども家庭部の保育・幼稚園係という位置づけがだんだんできてきて、はっきりと幼稚園の今までの教育委員会とのかかわりはほとんどない。幼稚園までの何か連絡事項とかというときにはありますけれども。ほとんど今までも私立の幼稚園の場合はありませんでした。

その中でもうちの場合を申し上げますと、5歳からゼロまでの就学児の発達段階の中で教育して、一

体教育が必要だということで今の形ができてきて、認定こども園の形に自然となってきたところで、4月から認定こども園として、今、東京都ともいろいろ相談して、日本の場合だけが幼稚園の教育部門と保育のケアの部分に分かれているのが戦後からずっと保育園の形をやっていますし、幼稚園はもうちょっとさかのぼった形のところから出発しております。やっている内容についてはほとんど同じ。時間が短いだけで、文科省の管轄のもとの一番下の3歳から5歳までの就学前という形になると、それは学校と同じ体系ですので、ほとんど体系は市と同じです。

ですけれども、もちろん年齢によってはケアが必要ですしというところで、独特な形の二本体制になっているところが今どうしようかと。働いている親も幼稚園にもいるし、保育園へ行っている子どもたちが全部保育を要する子でもないわけなのですけれども。認定こども園という、まさに私たちが今、2つの両輪の中ですごく悩んで、幼稚園なのか、保育園なのかというところで。内容的には、教育とか保育要領とか1日のプログラムとか子どもたちの教育も必要、預かり保育もその先に保育園に入れない、いろいろありますよね。私も初めてこの世界をのぞいたのが10年ぐらい前ですけれども。前は幼稚園と保護者と直接に入ってもらいたいことも選べましたし。でも保育園には行きたいけれども、ちょっと点数がというようなことの中で幼稚園を選ぶと。預かり保育という幼稚園の形ができてきました。

幼稚園としては、先ほど申し上げましたように、学校体系の一番下ですので、子どもたちは学年別。これは保育園も同じです。3・4・5の学年別で、式は4月1日から3月31日なんですけれども、内容的には小学校・中学校と同じように夏休みと冬休みがあるという感じで、1日4時間、週5日。6日のときもあったんですけれども週5日。1年の52週からいえば39週を下らない。言っていることわかりますか。あとの52から39を引いた残りが休んでほしいと。簡単に言えば。保育園と違うところはそこがとても違うと思います。今、学校だって、ゆとりがなくてもあっても夏休み、冬休みがあって、幼稚園も全く同じです。

そんなような状況の中で保育園も幼稚園も、この年齢にふさわしい教育も保育も必要だというのが国の流れとして、また皆さんの子育て世代の流れとして出てきて、ある意味では、国立の場合でいえば、これはまた、話が広がりますが、保育園も幼稚園もないような形で進んでいったらいいなと思っています。どうしてかという、幼稚園は、今は確かに国立はその年齢の子どもも少ないですし、空き教室もいっぱいありますし。うちはないです。もともと小さな幼稚園でやってきていますので。

ですけれども、幼稚園でも時間が短ければ預かれるとか学童で。実際学童に入れなくてという幼稚園の卒園生はいっぱいおります。働いている人がいるという。うちなんか特に0・1・2と働いている方が幼稚園に進級したいと。入園と私は言っております。幼稚園と保育園は全く違うとそういう意味では思っているのです。そうすると、その先の学童、これは多分一般的にも学童が足りない、入れない。質的に言ってどうかかわからないのですけれども、私が聞く限りでは、学童ももう少し整えてくれば、預かりから学童に入れられる。だからもっと国立がそういうことをやるか、幼稚園単位でやってもらえないかという保護者、市民の声も聞きます。

そういう中で、幼稚園がそれぞれ預かり保育をしたり、給食を提供したり。提供する義務はないんです、幼稚園の場合は。そんな中でやってくると、国立の幼稚園の施設を使って……、ここまで言っているのでしょうか。時間の短い働きを持っている方は幼稚園で預かるとか、空き教室を学習がちょっとおこなっている子のケアをする場所に提供したり、何かいろんな意味の使い方が幼稚園にもできるし、保育園は保育園のよさがあるにしても、拠点みたいにして、午後からはそこにみんな行くとか、何か

もっとランダムに広がっていったら、幼稚園としてはかなり役に立つし、もうけることは別に。全然もうかっていませんので。もっと市の中で幼稚園が役に立つのではないかというのが私も本当にそう思っています。幼稚園側もいろんな形で私の子育ての頭では、やってみようという空気もちょっと出てきていますし、親の要望もありますので、そんなところで今、幼稚園がどういう生き方をしようかと。

実際に子どもたち、国立は特に少ないですよ。それで私立の幼稚園ですので、他市町村からも通ってくる。学校の性質上、半分以上は国立市じゃないよという幼稚園もあります。そんなことで、多分保育園と同じようなところでならして、子育て時代を国立で分け合って、いいものをつくっていくことが私は国立で育て、長いことこの世界にいるものですから、少し公設民営というのもあるでしょう、もっとそれぞれのニーズに沿ったことがこの辺でできるんじゃないかと考えています。いろいろあっち飛び、こっち飛びですけれども。

【会長】 ありがとうございます。公立保育園、私立保育園、幼稚園でこども園ということで、幼稚園というのは預かり保育や給食だとか、子どもの生活を守っていくということで、その後の学童までつなげて子育て支援ということをお話してくださいましたけれども、委員の方々、何かご質問ございますでしょうか。それぞれお三方の委員の方からご説明がありましたけれども。

公立・私立のどうしてもここが違うということがあまりないというご意見とやっぱり違うんだというご意見だと思えますけれども、例えば一番最初に、委員のお話くださった人事異動ですか、これは全くないということ。

【委員】 いえ、そういうことではなく、一般的に見られる公立の保育園の、例えば3年以上いたら動くということは子どもにとって、職員集団にとっても好ましくないという考えのもと、最低6年はいましょうということで、それ以上はもちろん異動しております。全くないというのもそれぞれ本人の希望もありますし、園の中でいろんなことを考えていく、新しい風が入ってくるよさもあるでしょうし、それはあれしております。

【会長】 私立の保育園では、基本的にはOBの中でということで、同じ職員がということ。

【委員】 国立はほとんど1法人1園ですから、異動というのはあまり。あまりというか、異動というのは1法人1園だと。あとは1法人で2園というのは2つありますね。その中にはありますけれども、あまり職員の動きというのは少ないだろうと思います。

【会長】 公立でとても特徴的だったのは、若い人とベテランの方が合議制をとりながら保育の内容をつくっていくということがあったと思いますけれども、このあたりはいかがでしょうか。

【委員】 それは保育所、保育指針にあるとおりに、運営しなくちゃいけないわけですから、公立も私立も。そういう中では、あるいは今度公立保育園、初めて第三者評価を受けたということですが、私立保育園はこの第三者評価制度を受けなければ、お金はあげませんよという強い縛りがありますから、うちはやめましょうとか、受けたくないとかというわけにはいかない。これは大変。公立で初めて受けて、嫌な思いをすごくしたと思います。あること、ないこと書かれる。それに対して反論する機会がないですよ。ですから、若い先生に限らず、非常に胃に穴があく思いで。納得のものもありますけれども事実と違う。

一例を私のところで挙げれば、園の歌、園歌があり、そういうのを勝手に変えるなって書いてあって、そんなの一語も変えてないのだけれども、変えていませんよという場がない。そういうことも。それは公立だってたくさん、そういう場面あったと思いますけれども。そんなのがホームページで流

れて、全国誰でも見られるというシステムですから、大変つらいというか、その季節になると報告書を読むのが、私もそんなのを気にするなということを行います。その中で「園長への意見」という欄がありますから、園長はもうあることないこと。あることないことというよりもないことないことを公立も私立も同じでしょうけれども。

大体はいろんなアンケートはこんなものかなと思うと、アンケートってなかなか回答しませんよね。例えば国立市の行政について市民の皆様アンケートをといても、まあまあ、こんなかなと思うとあんまりこういうことしないし、よっぽどありがたいと思うか、非常に文句のある人なんていうことで、意見のある人じゃないとなかなかしないように、それは第三者評価でも、まあまあ、いいんじゃないかなと思う人というのはアンケートに答えてくれませんから。出して出してと言って50%が目標というのは私立の国立市の全て50%ですね。ですから、そういうのは、その中に先ほど言われた、園長が勝手に会議を決めたり、方針決めたりしていないかとかという、そういう欄も全部ありますから、園長がすきなようにやれるとかそういうことは絶対指針にもありませんから。それはもちろん合議制でやることとなっていますから、国立市は全部そのとおりにやっていると思います。

【委員】 公立保育園は、第三者評価というものが確かに初めてもらっているのですが、もう一つ、特色として、保護者会活動がとても活発です。保護者会活動も保護者会の中に公立4園という組織と保問連という国立市の中の公立以外の保育園の保護者も集まる横のつながりがあるんですね。その保問連という組織と公立4園という組織の両方から保育園に対するアンケートを何十年も毎年行っておりまして、ただ、先ほど委員が反論できないということに対しては、それは公立の保育園の場合は、ちゃんと懇談という席がありますので、質問に対して答えられるということがありますので、それは本当にありがたいことだと思いますけれども、そのように、ずっと以前からそういう評価というか、いろんな保護者の方々の希望とか、それを聞く場面はたくさん設けていました。

【会長】 そういった質疑について、第三者的なものであるとか、保護者の意見を聞きながら、それぞれ公私ともに質を一定に保つために努力をされてきたという理解でよろしいでしょうか。

【委員】 よろしいでしょうか。どの園も保護者懇談会とかクラス懇談会とかというのをやってないところはないです。それはどこでもクラス全体でやる。あるいはそれを春に、4月とか5月ぐらいにやって、秋には個別にやるとか、それはその園のやり方ですけども、そういうのは。あるいは保護者全体の懇談会をやるとかというのは、各園それぞれいろんなやり方、手法で、そういう場面はみんなもっています。

私立保育園の場合は保護者会があるところとないところがあります。ないところは別に保護者会で、つくってくださいとか、つくらないでくださいとか、それは全く申しておりません。保護者の意見をこちらで聞くということではないのですが、おっしゃっているのは、保護者会が入園児に説明をすると、ないことが逆によかったというのが結構ありますね。どうしても保育園ですから、集まるとなると土曜とか、あるいは夕方、仕事終わってからだと思うので、順番回ってくるまで、よかったです。それがいいかどうかわかりません。そういう声はあります。

ですから、私も、ないのですけれども、つくりたいとかという声も特になく、ただ、ないから逆に今言ったような機会を設けてやっていくというふうにはしています。ですから、保護者会をうちでつくるといえば、別に何も、どうぞということですし。というふうには思っております。それはないところも同じ考えですね。

【会長】 保護者会ということでありますか。

【委員】 確かに結構働いている保護者が多い中で、保護者会活動は大変だという声は最近よく聞くなと思いますが、私も最初は自分がその保護者会の役員をするときは、大変かもと思ったのはありますが、やはり今つながりというところで、先ほど委員がお話したように、保護者のつながりというのも一つ大事だと思ひまして。例えば懇談会のところで、保護者同士で行うクラス交流会も保護者会として企画しています。また懇談会も保育園側が主催する場合もあれば、保護者から主催する懇談会もあるので、またそのやり方によってもおもしろみがあるのかなと思っています。また、市が入ってきていただく公立4園での対市懇談会とか、保問連での対市交渉というのも保護者会がかかわって行く中で思ったことを直接言えるという場があるのも、そこも子ども中心となった信頼関係づくりになっていくのかなと思っています。

質問もいいですか。別な質問なのですが、子どもを預ける立場として、何かあったときという、例えば震災、かなり前になってしまうのですけれども、あったときの対応というのが一つ不安がありまして、例えば公立保育園であれば、翌日まで園長先生が付き添って、保護者が迎えに来るまで待ってくださったという話を聞いていて大変ありがたかったのですが、私立保育園だったり、幼稚園の場合、震災時はどうだったのかなというのを一つ質問させてください。

【会長】 委員、いかがでしょうか。

【委員】 震災時に最後の児童が保護者の方が引き取るまで職員が残るとというのは多分当たり前のことで、別に公立だろうと私立だろうと、それは泊まり込みだろうと何だろうと、それはやるだろうと思います。先ほど申したように、私立の場合は近隣の方が。ですから、それは残ってくださいとか、そういう指示を特にしなくても残りますから。それはもう夜だろうと何時だろうと泊まるだろうと、そういうのは普通にやることじゃないですかね。遅くなります、夜中ですから子どもを置いて職員がいなくなるっていうのはあり得ないし、別に公立も私立もないだろうと思いますね。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 常に同じことを思っています。

【会長】 幼稚園はいかがですか。震災のときの。

【委員】 幼稚園の教育時間からいえば、2時には帰ってしまう。うちの場合はたまたま預かり保育をやっていたから、お昼寝あけということでした。うちの場合も近隣から来ている子どもたちが多いので、もうその時点では、2時降園の子どもたちがいなかったと。ただお買い物なんかしていたら遭ったとかという人はいましたけれども。

保育園側の0・1・2はもちろん預かりました。預かり保育を4年前は3・4・5歳の幼稚園部門は、一番終わりに迎えに来るのが6時だったと思うのです。でもその時点でもう1人でしたし、あのときは3学年合わせて、今よりちょっと少ない15、6人の子どもが同じように、3時、4時、5時と帰って行って、あの時点では1人でしたね。逆に言うと、Nurseryでお預かりした方の中に親御さんが保育園の先生だったりして、電話ではあの当時やりとりできましたので、一番最後、8時ぐらいには迎えにいらっしゃいましたかね。

どこの園でもおそらく長い延長保育をやっていないければ、あの時点で子どもたちはいなかったの、同じように、私たちもリスクマネジメントの打ち合わせをするときは、それなりのシミュレーションをやったり、マニュアルどおりにはなりますけれども、最後は子どもたちの命を預かるのは私たちだということを言いながら、ふだんは過ごしております。

【会長】 緊急時の対応で、どこの公立でも私立でも幼稚園、保育園問わず、皆さん、子どもを守

るために最後まできちんと対応してくださるということですね。

ほかにいかがでしょうか。質問何かありましたら。

【委員】 本当に各保育園、公立も民営もみんな一生懸命やってくださっているということは、私はありがたくとても感心して聞かせていただいたのですけれども、この問題は20年も何十年も前から公立の保育園をどうしようという話があるのですけれども、ここへ来て、こういう話が盛り上がってきて、本当にどんな差があるのだろうかということで私もいろいろ見たのですけれども、今は何でも保育料もあまり変わらない、選ぶのも何か希望はとるけれども平等に分ける。それを市がやるということ。

それで、今みんな各自治体が民営化になっているという表をいただいたのですけれども、この中で大きな差というのは、公立のところには全部市が経営しているので市に負担が行くと。民は国や都からの負担金があって、そういう意味では負担も小さいという話があるので、私はその負担がどの程度市の負担になっているとか、職員が600人いる中の市の保育関係の人はどのくらいで、それでお金のことでどうなっているかということで、国立全部の保育の状態を整えるいいチャンスだと思うんで、本当にどの質問でも、変えるというチャンスなのですけれども、内容をまずよく考えて、前向きにいい施設になってほしいということしか言えないのですけれども、その負担度というので私も勉強不足なのですが。

【会長】 事務局で負担度ということで説明していただけますでしょうか。

【事務局】 以前、財政改革審議会、第1回目のとき提出しております。時間も、きょうの審議の中心ではないので参考なのですが、そういったところでは、例えば公立・私立の補助金のあり方というか、そういう意味では差が減っていて、運営費でいえば5,000万から2,000万程度差があるという、そういった資料が出ています。

ただ、例えば今、市では、大体20億円の保育園全体の運営費がかかっております。そのうちの半分ぐらい、10億円ぐらいが市の負担となっておりますので。その中でさらに、例えば、資料は違いますけれども、大体公立の、これはさっき来るとき見つけたのですけれども、8億ぐらい全体の運営費がかかっております。それに対して市の負担が5億ぐらいでしょうかね、公立については。私立については、これは正確な数字ではないのですけれども、大体12億ぐらいの全体経費がかかっていて、市の負担が5億円ぐらいということが出ています。

公立が4園あって、私立が9園と。それぞれ園ごとに子どもの人数が違いますので、園の数では一概に言えませんが、大体入所の人数でいえば、例えば平成26年度でいえば、公立が4,700人ぐらい。私立が9,000人ですので、倍ぐらいになりますので、そういった、いわゆる見ていくとお金でいえば差が出るということです。

それと審議会の資料で、この前、たしか財政改革審議会の前回資料の9で下の図です。こういった仮に100人規模の園で比較すると、ここで私立下がりますよと。どういうことかということ、国、区からのそういった一連の補助なんかが出ていますので、そういったものが出ているという、そういったような比較が出ていると思います。

【会長】 29ページ。

【事務局】 29ページの一番下になりますね。表にあります。こちらに。一般財源というところで。比較増減でいえば1,926万。このときの試算ですので、これまた、こういう議論があれば、すぐに正確に出しますけれども、まず、きょうはそういった議論ではないと思いますので、こういった

ような状況があらうかと思えます。そういったどうしても国からの補助といったもので差が出ている。ちょっと説明が。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 よろしいですか。方針の差がどうあるのかということで。いかがでしょうか。何かございますか。

【委員】 今ここで見ている資料だけではわからないですけれども、前回の保育審議会、これの前の会合の1回目というのではなくて、22年ぐらいに開催されたときの資料を前に見たときに、園児一人当たりの保育にかかるお金という計算でしたときに、私立よりも公立がお金はかかっているのかなという印象を、ちょっとその表を今、私、手元にないですけれども、そういった資料があって、幼稚園児に対して、私立保育園とあと公立保育園のそれぞれの園児に対してのかかっているお金が書いてある表がありまして、その出所も書いてあるようなものがあったと思えます。この29ページの図でも、私立保育園と公立保育園で差があります。何か職員の方のお給料と申しますか、公務員でいらっしゃるということでもかなりお金が違ってきているのかなというのを私もわからないのですけれども、そういうのなのかなというのと、話は飛んでしまいますけれども、民営化する以外に公立保育園に対する市からの経費を減らしていくこととか、例えばそういうのはできないのかと。

全か無かといえますか、今の議論だと公立を残すか、残さないかの2択になってしまっているの、その中間というのはないといえはないのかもしれないなと思えますし、何かほかの方向はないのかな、公立は公立のまま残しつつ、財政的にはもうちょっと柔軟に対応して、市の負担を軽くしていける方法というのがあればいいなと思うのですけれども。

【委員】 そういう審議は始めたのですか。本当にどうなるのでしょうか。

【会長】 きょうは現状を明らかにするというか、実態をお互いによくわかった上で進めていくということが趣旨だと思いますので、また必要なそういったご提案が、例えばこういう方法があるということだったのか、そういうご意見が出れば、それもまた取り上げるべきだと思いますし、また事務局から。

【事務局】 ちょっときょうとは外れてしまいますけれども、例えば単に民営化といっても、どこかの会社に頼むわけではなく、例えば財団が運営したりとか、社会福祉協議会だとか、いろんな手法があります。そういったことを多分今後そういうところの議論が必要になるかと思えますので、それはまたそういう機会になりましたら、資料をご提供します。

先ほど、補助金の内容が違うというお話ししましたけれども、三位一体改革として、国が補助金を公立に出さないかわりに交付税という形でこちらで補填しますよという仕組みをつくったのですけれども、実際は交付税としてなかなか全体の中ですので、調整されているので入ってこないという現状で、そこで今、差がついているということですので、説明が不足しましたけれども、そういうこれまでの経過があらうかと思えます。済みません。

【会長】 ほかにご質問、ご意見。ごめんなさい、ご意見伺ってなかったですよ。

【委員】 今、聞いたところでは、保育の内容ですとか、保育者の方々と子どもたち、保護者とのかわりということでの公立・私立に特にここは違うというところは聞き取れなかったと思うので、あとはまたこの、さっき少し資料などから、どこか違って、どう変えられるのかというところを探っていきたいかなと。

【会長】 いかがでしょうか。委員の皆様方、資料から読み取れる、どうしてもここは公立でやる

べきであるという部分とここは私立でやってほしいということがありましたら、ご意見いただきたいと。

【委員】 民営化ということの中で、何か私の個人的な小さい意見なのですがすけれども、民営化するには時間といろんなりサーチとかいろいろ要と思うのですけれども、私の考えとしては、公立をもし残すのであれば、その公立は民営ではできないようなとても何か、これがないといけない、ここでは私立ではできないことができるのかというところを、あるならばそれをできるところを残すというのも一つの手かなと。全部民営とかそういうことじゃなくて、徐々にいろんな流れの中でそういう方向というのがあるかなという、ごめんなさい、方向違うかもしれませんが、話をちょっと。

【会長】 いかがですか。

【委員】 公立保育園の役割という部分で、先ほどの歴史の部分でもお伝えしたと思うんですが、国立、古い歴史は先ほど委員からお話しあったように、発端は私立の保育園が国立市の保育園をつくっていただけたということは理解しております。その中で公立の保育園ができて、いろいろな市民の要求に伴った、働き方のいろんなことによって、産休明けであったり、延長保育であったりということ子どもにとって、保護者の方たちにとってよりよいものという部分で、それを検討して考えていたというのは、もちろんしてないということではなく、私立でしてないではないんですけれども、公立がそれをスタンダードとして基礎をつくって、それを基準にほかの園もそれよりも悪くならないようにという部分での基準づくりでは役割としてあったのではないかなと思っております。

また、公立の職員は、国立市のまちづくりの政策という部分での、例えば子育て環境の充実であったりという部分では、あと発達支援のそういう就学支援委員会に委員として出たり、虐待の連携会議に出席したり、国立市の健康増進計画にも委員として参加したり、発達総合支援事業連絡協議会、その様々なことに公立の職員として、市のいろいろ作成、計画にも参加するように、それは参加しております。そういう部分でも、それは公立の保育園の役割ではないかなと思っております。

【会長】 今のお話では、先ほどの歴史の中でいろいろ延長保育であるとか、しょうがい児保育、特例保育などといったところをスタンダードをつくって、先導してきたというお話でよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 もう一つは様々なこれからの発達支援や虐待の対応をどうしていこうかという市の会議などにも委員として公立の先生方がご出席いただいて、一緒に考えてくださっているということですね。そのことに対して、何かございますでしょうか。

【委員】 1つあるのですけれども、1つはこの審議会は、公立の民営化というのが議題ですか。ではないのではないかと私は思っています。民営化することがいいかどうかというような、あるいはしないことがいいかということをする場ではないと私は認識していたので、そこが1つ。

公立がこれをしてきて、私立がこれをしてきたという議論をやってもしようがないのでは、特に意味はない。そうすると私立はこれをやっていたよみたいな話をやっても、意味はないし、それ以上に私立がこういうことをいろんなこと先にやってきたという。うちは20代の園長先生もいらっしゃいますから。あるいは2代目、3代目の園長先生もいらっしゃいますから、ただ、そういうことではない。

あるいは保育の質がどっちがいいかなんてということと言っても、どっちも同じように大変な苦勞をしてやってきていると思いますね。そういうことをいろいろ挙げてもしようがないのではないかな

と。しょうがないというか、あまり意味はない。お互いに大変な思いをしながら、苦労しながらやっているんだろうと思います。ですから、1点目の公立保育・私立保育あるいは国立の保育教育どうなっているかなということでのきょうはお互い共通理解をしましょうみたいな課題だし、前回終わっているかと思います。それに基づいて、市でも出してくださいという説明を受けたということで、公立保育園の民営化が是か非かという場ではないだろうと。審議会と見たら。というふうに私は思っています。

【会長】 おっしゃるとおりです。

【委員】 最後に1つだけ話させていただければ、私立園長会、毎月1回、市役所で開催させていただいていますが、会長さん、副会長さんや係員さん、本当によくありがたいと思っている。なかなかこういうのをやってくれる行政というのはあまりないですね。園長会というのがあるんですが、私立幼稚園会。それでは、公立保育園の民営化をしてほしいとか、逆にしてほしいとか、そういうことを決めるというような意思は全く持っていません。園長会としてどうこうとか。それぞれ園長先生個々にはいろんなお考えあるでしょうし。ただ、園長会として、民営化を望みますなんていうことを決めるなど、あるいは望みませんということを決めるという中身は持っておりません。ですから、同じようにみんな一生懸命国立の子どものために頑張っていると。大変な状況の中で。共通認識が必要なんだろうと思います。

【会長】 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、是か非かという議題ではございませんで、その方向性について共通認識をするという会でございます。

【委員】 ちょっといいでしょうか。私は働く者の側として、今、手法改善というのはすごく認定こども園も保育園も幼稚園も、うちの場合は4月から最初の方がそれぞれ認定こども園の中で位置づけがあるのですが、私は本当に幼稚園だけやってきたものですから何も知らないです。保育園のことはちょっとわかって、公立幼稚園は友達が園長やっている子があるので、聞くことはできるのですが、他市町村。でも公立の場合は同じだと思います。

遠回しに言わなくても、同じ子どもたちということでしたら、家庭によって保育料の差がある。それはいいと思うのです。ですけれども、働く先生方そのものは同じような子どもたちへケアをして、教育に当たっているとすれば、その辺が私はその先生が悪いとかいいとかの話じゃなくて、もっと情報交換の中に欲しいなと思います。本当に命を預かっていながら、保育園も幼稚園も公立・私立にかかわらず、社会に中では一番低い。きのうの新聞にも出ていましたよね。大学卒、4年の人が保育士持って、幼稚園教諭持って、小学校の教諭も持っても20万。シフトで、あるいは長時間で働いてとなれば、やっぱり働く職員たちのことも一つ、公立がいいとかあれがいいとかの話じゃなくて、そういう視点で、考えていく必要があるし、私も知りたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。どちらもどこもどういう施設であっても、そこで子どもを、小さい人たちを相手に働いている先生方の待遇というのがもっと保障されるべきだというのは私も同意見です。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

私が一番この資料を見て気になったのが、一時預かりあるいは病児・病後児保育が非常に国立市は少ないという印象を個人的に受けました。こういったことがさらに本当にいろんなサービスあるいは延長の点も、いろんなご家庭があると思いますので、こういったものも今後の課題ではないかなと感じました。それがどういう形で国立市として関与していくとか、整えていくのかということも一

つ今後の方向性として考えていただきたいなと思った点です。

【副会長】 民営化という言葉が来ると、やっぱり身構えてしまうって、すごくある意味当然ですし、私も自分自身の経験で、私は都内の公設公営の認可保育園に何とか入れたのですけれども、もしかしただめだった場合にはどうしようかということで、周りは都内ですと認可ではなく認証の保育所っていっぱいあるわけですね。そこのウェブサイトにもずとりあえずいきますよね。そうすると保育所の紹介のはずなのに、求人広告がすぐ出てくると。つまり、それだけ定着していない認証でやっている。

やはり民営化というと、あのイメージでどうしても思うとすごく不安になるでしょうけれども、いろんな方のお話をお伺いすると、そう必ずしも別に民営だ公設だ公営だという話ではないというのは少しずつ見えてくるのではないかとは思いますが。ただ、やっぱり知らないものに対しては人は不安感を覚えちゃうので、そのところがもう少しふだんから、別に見学会はなくても、私が前に住んでいた区ですと、区内にある保育所、保育園が一堂に写真展みたいなのをして、自分の子どもの写っている写真を見ると、隣の名前だけは知っているあの保育園の行事のシーンがあったりすると、大体みんなそれぞれ本当に、委員おっしゃったように、みんなが苦労してやっているというのがわかってくるので、そういうのがもう少しあれば、民営化だということでは身構えるところは少しずつ下がってくるのではないかなと思ひます。

もう1点、お金の話がちらっとありましたけれども、そっちが話ではなくて、委員がおっしゃったとおり、公立だからこそみたいなものが仮にある、どの程度あるのか私は現場知らないで、そこは知りません、わかりません。あれば、そこにもっと特色を出せるということなのかなという気はします。

あとは一番恐らく気がかりというか、今後いい意味で連携できるのは、運営とか内容の共有化です。恐らく公立で6年はいたという流れも4園の中でそれぞれノウハウ、合議制はしっかりとっているのもあるのでしょうかけれども、いい意味で共有されていく。それは1法人1園体制ですと、なかなかおのおのいいところを持っていますが、このいいのをあそこであつたらいいのになみたいなのをうまく、何かあつたら、もしかしたらこういった一連の改革を通じて、いろいろ交流も。そこはすごくいい意味でのステップとしての民営化かなという気はするので。その辺は矢川保育園の皆さんからいただいたお願いというのは、すごく気持ちもわかるなという感じで。

済みません、私が申し上げたいのは、民営化、民営化じゃない、是非じゃなく、そういう話ではないし、もっとポジティブにやっていける気がするので、そのところを事務局からも何か資料がいただけたらいいかなとは思ひました。

【会長】 事務局からもう一つ、民営化についての、前回、委員から出ていた、ほかの自治体の例ということがあつたと思うのですけれども。資料もきょう用意してくださつたので、これの説明もお願いしてよろしいでしょうか。

【事務局】 それでは、私から。資料ナンバー6をごらんください。内容としましては、世田谷区の保育園の民営化検証結果報告書となつていまして、こちらの、前回の審議会の際に、ほかの自治体の民営化の一例を中立的な情報として提供してほしいというお話があつたと思ひますので、そちらをこのような形で世田谷の一例を出させていただきました。

こちらは客観的かつ詳細に分析されておりまして、民営化の成果の検証だけではなくて、プロセスの検証も事細かく詳細にされているというところでございます。内容を見ていくと、それぞれ項目は

あるのですけれども、左上の区立保育園民営化の概要というところの2番、民営化の目的の1から3番まで入っているかと思うのですけれども、こちらについて、真ん中の箱、民営化の成果の検証という形で、1番であったら多様な保育ニーズへの対応。長時間延長保育、休日・年末保育等の実施ということで(1)(2)(3)という形で入っているという形になります。

その下の真ん中の欄の2番目の保育サービスの活性化と質の向上、(1)(2)と。民営化園の保育と区の保育に与える影響という形で記載がされております。

こちら真ん中の列の一番下の3番目、行政運営の効率化という形で、成果の検証がここに概略としてまとめられております。

一番右の列を見ていただきたいのですが、民営化のプロセスの検証という形で、ここが細かく検証されている形になっていまして、民営化をするに当たって、事業者、利用者、世田谷の場合は区、その三者のような立場があると思うのですけれども、それぞれを客観的に見て、このプロセスを検証されているような形になっていますね。区のアフターフォローについても下の4番で園と保護者が直接対話しながら信頼関係を築いていくことの重要性を伝えていくことも大切であるといったような形で簡潔にまとめられているのではないかと思います。

5番目の区立保育園民営化の総体的検証という形なのですけれども、参考資料としてお渡しさせていただいています区立保育園民営化検証結果報告書がございます。こちらになりますけれども、こちらの資料の41ページ、42ページをごらんください。こちらに区立保育園民営化の総体的検証、この民営化における成果の検証、プロセスの検証は、先ほど資料の6、ごらんいただいたとおり書いてあるのですけれども、そこら辺を総体的に世田谷区が客観的立場に立ち、検証をしているまとめがそこになっております。

こちら読んでいただくと黒丸で幾つか示されている形になるのですけれども、読んでいただくと、内容的には、一貫して民営化をしたことによって、よかったところと悪かったところそれぞれあるのですけれども、よかったところに関しては、もうそれは資料6の成果の検証のところにも書いてあるとおりなのですが、悪かったところ、反省すべきところ等について一貫して言えるのは、やはり区と利用者・保護者、事業者、その三者それぞれの思惑があると思うのですけれども、それぞれの立場も踏まえて、直接話をしっかり増やすなどして、信頼関係をいかに構築させていくことが大切なのだというお話がこれに関して書いてあります。なので、この世田谷区の検証結果は、もちろん民営化するプロセス、それに通ずる成果があったと思うのですけれども、世田谷区のこの結果を見ていただくと、非常に客観的にその部分を書いてあって参考になるのかなというところにはなります。

以上になります。

【会長】 ありがとうございます。資料のご説明について、ご質問はございませんでしょうか。先ほど、委員や副会長からもありましたように、不安がそれぞれにあつてということで、今ご説明いただいたように、よく話していくという、直接いろいろお互い話していくということでこちらを進めさせていただきたいと思っています。

済みません、きょうはあと10分ちょっと残っているのですけれども、せっくなかよし保育園で開催させていただいたということですので、きょうの資料は全部説明が終わっていますよね。

【事務局】 よろしいですか。きょうはお時間こんな時間で、今、会長が施設の見学とおっしゃられましたけれども、今、議論の方向性を確認させていただきます。

先ほど、民営化の是非というお話がありましたけれども、一応第1回目の資料を見て、当審議会の

諮問事項といたしまして、1つは民営化の基本的な考え方。これを皆さん、ご審議していただいている。もう一つは民営化の方法についてということ。それとあと時期は改めて民営化のガイドラインの作成ということがあります。その他、もう1個、事項がございます。

きょうはまず各公立・私立の運営のいろいろな、別にただ比較ではなくて、状況を確認していただいたということだと思います。その中で公立・私立は区別せずに、市の保育行政ってどんなものかとか、課題は何なのかというところを全体の中のものを確認しながら、いわゆる今後諮問書の資料2、前回の資料になりますけれども、資料に出しましたように、まず民営化についての基本的考え方や方法、これを明確にしていきたいと。その中で今言ったように、公が果たす役割という、公立保育園でも公と言うのでしょうか、公共というか、そんなものを明確化するということで、もう少し次回に向けては、事務局として資料をいろいろと考えながら、そういった今まで私立でやってきた実績があります、公立がやってきた実績あります、それを明確にするような作業をさせていただくがよろしいのかなと思っております。そういうふうな次回に向けては考えてみたいと思います。

私から補足になりますけれども。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 先ほど民営化についての是非ではないということでお話があったのですが、それぞれ公立の保育園と民間の私の保育園と違いがないということで、今ここでそれぞれの特色をお話しするということなのですが、先ほど委員がおっしゃったように、特に民間の保育園の園長会の中でも、別に公立保育園が要る、要らないとかいうことでもないしということで、幼稚園も、全て国立の子どもたち、未就学児の子どもたちにとって、よりよい最善の利益というか環境をつくっていくということで、公立保育園と確かに私立保育園と保育の内容とか、そういうことはそれぞれの特色があって、いい悪いということではもちろんないと思うのですね。

なので、そういういろんな立場でいろんな意見を言い合える。今まで私立保育園と公立保育園の園長会とかの懇談もなかなかできなかったのですが、これからそういうのを持てるようにし、また幼稚園も入り、本当に未就学児のそれぞれの施設の状況であったり、かかわる方たちが集まって話し合っていくという場面においては、やはり公立保育園というのもありながらのその立場での一つの特色として出していったらいいなと思って考えております。

違うかもしれませんが、大きく違うというところの部分の一つに、私たち公立保育園は、保護者の方たちがもちろん安心して働ける環境をつくるという部分を思っておりますけれども、そのときに保護者にとってよい保育園ということではなく、子どもにとってよい保育園ということを考えているのです。なので、それがもしかしたら保護者にとっては厳しいことをお話しされたりとか、つらいことであったりとか、そんなふうな部分もあるかと思いますが、それが今、私が大きくなった保護者の方に会うと、そのときは「えっ」と思いましたが、そのときにそう言ってもらえたので今はありがたく思っているという言葉聞きますと、子どもにとってのことを言えるところが公立保育園の強みかなと思っておりますので、その部分を最後お話ししたくて。お時間済みません。

【会長】 保護者へ対する指導というのは保育指針にあって、これも公私……。

【委員】 同じですが。

【会長】 どちらもしていることだと思いますので、その中で厳しいことも言いやすいというのが先生のお話だったのでしょうか。

【委員】 厳しいというより、子どもにとってのことであると、そういう部分もあるということで

すね。それは公立だから、昔でいう近所のお節介なお婆さんのようなこともできるという。耳の痛いことも伝えていけるのかなという。役割というふうにも感じています。

【会長】 そういうご意見があるということです。どうぞ。

【委員】 済みません、保護者として、公立4園ある意義なのですけれども、5歳児になると5歳児で4園交流をする場があります。それは今後小学校に上がっていくときに、そこで仲よくなることによって小学校に上がる不安を解消させていくというメリットは少なからずあります。幼稚園から小学校に上がってくる人数がすごく多いので、それだけ保育園から上がってくる子たちが少ないので、地域性というのはすごく大事だったり、4園の意義というのがすごい保護者としては感じていました。

あと4園ある中で、先生たちが研修会をかなり多くされていて、先日もじゃれつき遊びとあって、最近、3歳児でキレる子どもが増えているという実態の中から、4園の先生たちがじゃれつき遊びを検証してくださって、それも4園の先生たちが連携して、その場を提供してくださっているから保護者として、そういうのを学ぶ場になったのかなと思っていますので、4園の意義というのは、ここだけでは言い尽くせないですが少なからずあると思います。だから、副会長がおっしゃったように、公立と私立の連携といいますが、地域性の連携も今後考えていく必要があるかなと聞いていて思いました。

【会長】 ありがとうございます。おっしゃるとおり、5歳児さんが交流するとか、研修を受けてきたことが保護者に還元されるということは今までも行われてきたことで、おそらくこれは、先ほど未就学の国立の子どもたち、保護者たち全部に届くといいという意味では、公立4園だけではなくて、私立も含めて交流していくという今後の方向性につながっていくいいヒントになると思いました。ありがとうございます。

済みません、私の進行が悪くて、時間が5分前になってしましまして、園もせっかく見学を考えてくださっているようですので、また次回すぐに2月2日に予定してございますので、引き続いて今回、来た資料をよくごらんいただいて、また次回ご意見をいただけたらと思います。よろしいでしょうか。

次回の3回は。

【事務局】 日程の確認だけさせていただきます。

【会長】 お願いします。

【事務局】 すぐなのですが、平成28年2月2日の火曜日です。午後7時から。本日はなかよし保育園さんの場所をお借りしておりますが、次回は本庁になります。市役所の3階、第3・第4会議室で午後7時からということで、よろしく願いいたします。

【会長】 それでは、済みません、本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —